

住宅用家屋証明の必要書類

証明料は1300円

登録免許税の軽減に使用

(イ) - A 施行令第41条 新築住宅	(イ) - B 施行令第41条 建築後未使用の住宅	(ロ) 施行令第42条第1項 建築後使用されたことのある住宅
<p>1 建築確認通知書または検査済証</p> <p>2 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</p> <p>3 住民票 (まだ入居していない時は…)</p> <p>①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>4 認定通知書 長期優良住宅用家屋証明を申請する場合は、県知事の認定通知書</p> <p>低炭素住宅用家屋証明を申請する場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書</p>	<p>1 建築確認通知書または検査済証</p> <p>2 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</p> <p>3 住民票 (まだ入居していない時は…)</p> <p>①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>4 売買契約書もしくは売渡証書等</p> <p>5 家屋未使用証明書</p> <p>6 認定通知書 長期優良住宅用家屋証明を申請する場合は、県知事の認定通知書</p> <p>低炭素住宅用家屋証明を申請する場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書</p>	<p>1 登記事項証明書 ※前所有者のわかるもの</p> <p>2 住民票 (まだ入居していない時は…)</p> <p>①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>3 売買契約書もしくは売渡証書等</p> <p>第42条の2の2(ロ-a)に該当する場合は上記1から3の他に</p> <p>4 増改築等工事証明書 第7号に掲げる工事に該当する場合は</p> <p>5 保険付保証明書 (既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約)</p> <hr/> <p>※新耐震基準に適合している住宅用家屋が対象です。 ※登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなします。 ※昭和56年以前の家屋については、新耐震基準に適合していることを証明する書類が必要です。 【例】耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し、等</p>

※面積要件は、50㎡以上で、併用の場合90%以上が居宅部分であること。(建築確認や家屋補充台帳等で面積割合確認)

※添付書類が原本で申請された場合は、必要と判断された書類全ての写しをとらせていただきます。

申立書

令和 年 月 日

海老名市長 殿

所有者 住所
氏名

このたび、私が建築(又は取得)しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地	
家屋番号	

2. 入居予定年月日 令和 年 月 日

3. 現在の家屋の処分方法等

- (1) 売却する【売買契約書、媒介契約書等の写し】
- (2) 賃貸する【賃貸契約書、媒介契約書等の写し】
- (3) 現在の家屋が借家、社宅等である。
【賃貸借契約書、使用許可証、家主の証明書等の写し】
- (4) 親族等が居住する【親族等の申立書、同居が確認できる書類等】
- (5) その他()

4. 入居が登記の後になる理由

- (1) 資金調達上抵当権設定を急ぐため
- (2) その他()

5. 添付書類 3の【】内の該当書類及び現在の住民票

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、所管の登記所(法務局)に通知されても異議はありません。